

正誤表

『デジタル時代の印刷ビジネス法令ガイド』（第2版第1刷）に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

64 ページ「図表 2-2 知的財産権の概要」

意匠権の権利期間

（誤）登録から 15 年

（正）登録から 20 年

※意匠法の一部改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）により意匠権の存続期間は「意匠登録の日から 15 年」から「意匠登録の日から 20 年」に延長されました。

99 ページ右段 3 行目

（誤）民法第 261 条

（正）民法第 206 条